

改正後	改正前
<p>【運用通達】 I 鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係 1・2 (略)</p> <p>3 第11条(動力車を操縦する係員の乗務等) 関係 (1) <u>動力車を操縦する係員が乗務する鉄道において、省令第1項ただし書の適用(動力車を操縦する係員が乗務しない鉄道に設ける自動運転の導入)を検討するときは、当該自動運転を導入する路線のリスク分析、導入する各装置の性能等を踏まえ、安全に関する総合的な対策の視点により、導入前と同等以上の安全性が確保できるよう適切に対応すること。この場合、必要に応じ、鉄道事業者において自動運転の安全性及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令との適合性を評価する委員会等により評価を行うこと。</u> (2) <u>解釈基準1(1)①中「プラットフォームからの旅客の転落及び旅客と列車との接触を防止できる構造」は、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けることとする。</u> (3) <u>解釈基準1(1)③中「列車の前方の線路を目視し、列車運行上の障害となる事象が発生したことを認めた場合に緊急停止操作を行う係員」は、省令第10条関係解釈基準1(3)の「列車防護、ブレーキの操作又は運転上必要な合図を行うために列車に乗務する係員」に含まれるものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 第36条(プラットフォーム) 関係 (1)・(2) (略) (3) 可動式ホーム柵は柵閉時において、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>① 柵上端のプラットフォーム面からの高さは、1,100mm以上であること。 ② 柵下端のプラットフォーム面からの高さは、550mm以下を基本とする。ただし、柵下端のプラットフォーム面からの高さが400mm以上の場合、通り</p>	<p>【運用通達】 I 鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係 1・2 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第36条(プラットフォーム) 関係 (1)・(2) (略) (3) 可動式ホーム柵は柵閉時において、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>① <u>解釈基準(3)、(4)、(5)③、④中の可動式ホーム柵</u> (7) 柵上端のプラットフォーム面からの高さは、1,100mm以上であること。 (4) 柵下端のプラットフォーム面からの高さは、550mm以下を基本とする。ただし、柵下端のプラットフォーム面からの高さが400mm以上の場</p>

抜けを検知できるセンサーの設置や音声・表示等による注意喚起を行うこと。

③ ロープ、バー等の隙間がある構造の場合、その隙間は、350mm以下を基本とし、旅客が容易に通り返けられない構造であること。

(削除)

(4)～(6) (略)

8 (略)

9 第46条(送電線路及び配電線路の施設)関係

解釈基準3(4)ただし書を適用するときは、支線に代えて当該支持物において想定される最大風圧荷重、電線等による張力等に対する安全率を2.75以上とすること。

10・11 (略)

12 第58条(自動運転をするための装置)関係

解釈基準2(2)①(ア)及び解釈基準2(3)①(ア)については、係員が車両の乗降扉を閉扉し、乗降する旅客の安全を確認することが含まれる。

13～22 (略)

II 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令関係
(略)

III 施設及び車両の定期検査に関する告示関係

合、通り抜けを検知できるセンサーの設置や音声・表示等による注意喚起を行うこと。

(ウ) ロープ、バー等の隙間がある構造の場合、その隙間は、350mm以下を基本とし、旅客が容易に通り返けられない構造であること。

② 解釈基準(5)⑤、⑥中の可動式ホーム柵

(ア) 柵上端のプラットホーム面からの高さは、1,100mm以上であること。

(イ) 柵下端のプラットホーム面からの高さは、200mm以下であること。

(ウ) ロープ、バー等の隙間がある構造の場合、その隙間は、200mm以下であること。

(4)～(6) (略)

7 (略)

(追加)

8・9 (略)

(追加)

10～19 (略)

II 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令関係
(略)

III 施設及び車両の定期検査に関する告示関係

第6条関係

(1) 第6条第2項中「特別の事由」には、次に掲げる場合を含むものとする。

- ① 悪天候等やむを得ない事象が発生した場合。
- ② 施設の保守その他これに類する作業を行う係員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の感染又は当該感染症の感染者との濃厚接触の疑い等によりこれらの作業に従事することができない場合。

(2) (1)②の場合において、やむを得ず施設の検査を延期するときは、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 前回の検査実施日からの検査の間隔は、安全確保の観点から、定期検査告示第2条から第4条までの規定に基づく最長の検査の間隔を超えないこと（下図参照）。
- ② 外気温の影響を受けるレールの遊間検査や季節により漏水状況が異なるトンネル検査など、検査の時期が定められている施設については、その時期を逸することがないように対応すること。
- ③ 延期して実施した検査の次回以降の検査については、従来の基準期間経過月日又は基準期間経過月日の前後の許容期間内に実施すること。

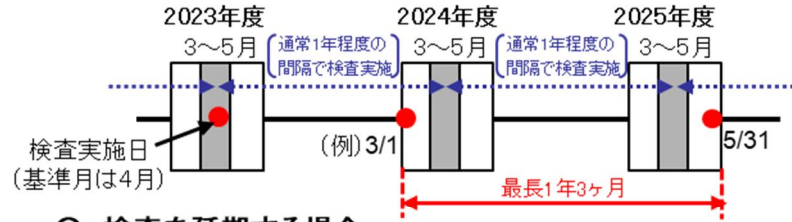
第6条関係

第6条第2項中「特別な事由」とは、悪天候等やむを得ない事象により検査ができない場合を含む。

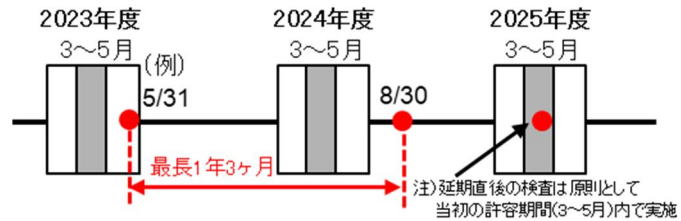
図：鉄道施設の検査を延期する場合のイメージ

《イメージ》 ※毎年度3～5月に実施されている検査の例

○ 定期検査に関する告示(施設の場合)



○ 検査を延期する場合



最長1年3ヶ月の検査間隔は遵守(安全の確保)